

貸付金の管理について

第1 監査の概要

1 監査対象の概要

都の貸付金は、①都民等へ都が直接貸付けを行っているもの、②都が貸付原資の全部又は一部を金融機関等へ預託し、金融機関が貸付けを行っているもの、③貸付け後、一定の要件の下に返還が免除される貸与を行っているものなどがある。

貸付金については、条例、規則、要綱等にとつた適正な管理を行わなければならないが、決算書に債権額が過大に計上されているもの、計上が漏れているものがあり、その管理は十分なものとなっていない。また、償還期限到来後の未収金についても、長期間経過しているものの、その督促等に適切を欠くものが見受けられる。

こうしたことから、貸付金の管理状況等をとらえるため、①貸付金・未収金の管理は適正に行われているか、②未納者に対する督促等は適切に行われているかなどの観点に基づき、監査を実施した。

監査対象とした貸付金等の債権額及び事業数は表1のとおりであり、債権額等の局別内訳は別表1のとおりである。また、償還期限到来後の収入未済額は別表2のとおりである。

(表1) 貸付金等の債権額及び事業数

	平成10年度		平成11年度	
	金額	事業数	金額	事業数
貸付金	1,628,383,847,975円	74	1,832,961,537,896円	80
貸与金	6,772,597,040	5	5,933,713,429	5
計	1,635,156,445,015	79	1,838,895,251,325	85

(注) 1 平成11年度の金額及び事業数は、平成11年9月末日現在のものである。

2 平成11年度中に貸付けを行い、当年度中に返還されるものは金額等に含まれていない。

2 監査結果の概要

総務局ほか14局を監査対象として監査を実施した結果、

- ① 貸付金の債権管理を的確に行うべきもの
- ② 貸付金の事務手続を適正に行うべきもの
- ③ 返還金の確保に努めるべきもの
- ④ 長期間徴収停止中の未収金について処理を検討すべきもの

などの問題点が認められた。

貸付金は貴重な都民の税金等から賄われていることから、これらの問題点について、早急に解消を図るとともに、貸付債権の適正な管理、未収金の徴収確保を図ることが望まれる。

3 実地監査期間

平成12年1月7日から同年2月10日まで及び同月16日

第2 監査の結果等

1 監査の観点及び実地監査場所

主たる観点	実地監査場所
(1) 貸付金・未収金の管理は適正に行われているか。 ア 要綱等に定められた貸付台帳等は整備されているか。 イ 台帳等に貸付金額、貸付日、返済時期等が記載されているか。 ウ 出納長室への債権（貸付金）増減異動通知は、適時適正に作成されているか。	総務局 財務局 生活文化局 渉外労務管理事務所 消費生活総合センター 都市計画局
(2) 返還金及び延滞金の調定は適正に行われているか。 ア 返済についての調定期限、金額は適正か、利息の計算は正しく行われているか。 イ 返済時期が到来しているにもかかわらず、調定漏れとなっているものはないか。 ウ 貸付金の返還免除、減額等の理由及び手続は適正に行われているか。 エ 延滞金は、適正に徴収されているか。	環境保全局 福祉局 高齢者施策推進室 板橋看護専門学校 衛生局 労働経済局 住宅局 多摩都市整備本部
(3) 未納者に対する督促等は適切に行われているか。 ア 督促等、時効中断の手続は適正に行われているか。 イ 未納者に対する電話催告、折衝等の徴収努力は十分に行われているか。	南多摩整備事務所 建設局 港湾局 清掃局
(4) 不納欠損処分は適正に行われているか。 ア 徴収停止した未収金について、その後調査を行っているか。 イ 徴収不能の未収金で、不納欠損処分に該当するものはないか	出納長室

(注) 環境保全局と清掃局は平成12年4月1日に統合され、環境局となった。

2 監査結果

(1) 指摘事項

〈貸付金・未収金の管理について〉

ア 貸付金の債権管理を的確に行うべきもの

福祉局は、戦没者遺族等奨学資金貸付条例（昭和27年東京都条例第28号）に基づき、昭和27年度から昭和44年度まで、戦没者の遺族及び未復員者の留守家族を対象に就学資金として戦没者遺族等奨学資金の貸付け（償還期間：貸付終了後6か月据置き以後25年以内、返済は年賦・半年賦又は月賦、無利子）を行っており、現在、返納すべき金額が残っている借受者に対し、未納額の徴収を行っている。

ところで、同貸付金の徴収状況について見たところ、局作成の平成10年度決算資料等では、未納者480人、未納額660万4,919円となっている。

しかしながら、貸付台帳で、氏名、住所、未納額等が把握されている未納者数等は、105人、358万4,534円であり、375人、302万385円についての、氏名、住所、未納額等が明確となっていない。

局は、貸付金（未納分）の債権管理を的確に行われたい。

（福祉局）

イ 要綱に沿った手続を適正に行うべきもの

衛生局は、都内の民間医療機関に勤務する医療従事者を確保するため、東京都民間医療機関厚生施設整備資金貸付要綱により、厚生施設の建設等に要する資金の貸付けを行っている。

同要綱第16によると、建設資金の借受者は、貸付金により新築又は増改築した建物について、工事完了の日から建設資金の償還完了に至るまでの期間、貸付金相当額以上の損害保険に加入し、かつ、債務の履行を担保するため保険金請求権について、都のために質権を設定しなければならないこととなっている。

ところで、表2のとおりに貸付けを行ったAの損害保険証（写し）を見たところ、保険期間が平成11年5月17日で満了しており、その後の損害保険契約がなされておらず、質権が設定されていないのは適正でない。

局は、借受者を損害保険に加入させるなど、要綱に沿った手続を適正に行われたい。

（衛生局）

（表2）Aへの貸付状況

貸付日	貸付金額	利息	償還方法
平成4年3月3日	618万円	年利6.3%	2年据置き 23年元利均等半年賦償還

ウ 債権額の計上を適正に行うべきもの

建設局は、多摩川水系の砂利採取を収束（昭和40年）させるため、多摩川水系砂利採取収束に伴う転業等の資金貸付に関する規則（昭和39年東京都規則第291号）に基づき、当時の砂利採取業者に対して、転業等に必要な資金の一部を無利子で貸し付けている。

ところで、借受人Bに対する当該資金の貸付状況について見たところ、表3のとおり、当初の貸付契約では、貸付金額50万円、2年間据置後半年賦5年間均等償還とされていたが、この償還がすべて滞ったため、局はその後2回にわたり、償還計画を変更する特約を借受人と締結している。

しかしながら、監査日（平成12. 1. 31）現在において、第2回変更特約に係る償還期日未到来の3回分の償還金額、計6万3,750円について、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）に基づく出納長への通知を行っておらず、債権として計上していないのは適正でない。

局は、債権額の計上を適正に行われたい。

（建設局）

（表3）Bに対する貸付状況（監査日現在）

（単位：円）

区 分	当 初 契 約	第1回変更特約	第2回変更特約
契 約 締 結 日	昭和40. 3. 27	昭和55. 3. 31	平成 3. 4. 30
償 還 総 額	500,000	500,000	425,000
償 還 方 法	2年間据置後 半年賦5年間均等償還	半年賦10年間均等償還	半年賦10年間均等償還
償 還 期 間	昭和42.9～昭和47.3	昭和55.9～平成 2.3	平成 3.9～平成13.3
償還期間中に償還された額	なし	75,000	21,250
未 償 還 額	500,000	425,000	403,750
うち償還期日未到来分	—	—	63,750 (平成12.3、同年9、平成13.3分)

エ 債権管理を適正に行うべきもの

衛生局は、東京都内の保健所における医師又は歯科医師たる職員の充実に資するため、東京都公衆衛生修学資金貸与条例（昭和43年東京都条例第23号）に基づき、医学又は歯学を専攻する者で、将来都内の保健所に勤務しようとするものに対し、公衆衛生修学資金を貸与している。

ところで、同条例第8条によると、貸与期間が経過したのち、直ちに保健所に勤務する職員となり、かつ、引き続き勤務した場合において、その引き続き勤務期間のうち医師又は歯科医師として在職する期間が修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間に達したときは、局は修学資金の返還債務を免除するものとなっている。

しかしながら、修学資金貸与台帳を見たところ、C及びDについては、表4のとおり、勤務期間が貸与期間の2倍をすでに経過しているにもかかわらず、債権として計上しているのは適正でない。

局は、債権管理を適正に行われたい。

（ 衛 生 局 ）

（表4）修学資金貸与等状況表

氏 名	貸 与 期 間	勤 務 期 間	貸 与 金 額
C	昭和60. 4～平成元. 3	平成元. 6～平成10. 3	1,440,000 円
D	昭和62. 4～平成 2. 3	平成 3. 6～ 現在継続	1,080,000

オ 出納長への通知を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則第94条第1項によれば、局長は毎年度9月末日及び3月末日現在において、その所管に属する債権（発生又は帰属と同時に調定するものを除く。）について債権増減異動通知書を作成し、10月末日及び4月末日までに出納長に通知しなければならないとされている。

また、「公有財産・債権及び基金増減異動通知書（平成11年度上期分）の提出について（依頼）」では、貸付金に係る債権は公有財産増減異動通知書等作成要領に基づき、対象期間中に発生した債権のうち既に履行期限の到来した部分を除いたものを「増」とし、債権として管理しているもののうち対象期間中に調定したもの又は免除したものを「減」として整理することとされている。

ところで、各局が出納長に通知した平成11年9月末日現在の債権額と貸付台帳等とを照合したところ、表5のとおり、現在額が誤っているものが見受けられた。

各局は、出納長への通知を適正に行われたい。

（総務局）

（生活文化局）

（労働経済局）

（表5）債権増減異動通知書の債権現在額が誤っているもの

所管局	貸付金名	正しい現在額 (円)	債権増減異動通知書の現在額 (円)	差異 (円)
総務局	小笠原諸島生活再建資金貸付金	335,795,000	316,538,000	19,257,000 (登載漏れ)
総務局	育英資金貸付金	11,191,947,849	12,418,311,943	1,226,364,094 (過大登載)
生活文化局	消費者訴訟資金貸付金	694,720	通知なし	694,720 (登載漏れ)
労働経済局	生産方式改善資金貸付金	268,882,000	273,489,600	4,607,600 (過大登載)
労働経済局	(財)東京都農林水産振興財団貸付金	1,105,482,704	1,050,173,704	55,309,000 (登載漏れ)
労働経済局	林業生産高度化資金貸付金	40,223,000	47,783,000	7,560,000 (過大登載)

〈返還金・延滞金の調定等について〉

ア 貸付金の事務手続を適正に行うべきもの

多摩都市整備本部は、Eに事業運営資金として、平成10年4月24日から平成11年3月31日までを契約期間とする35億円（貸付利率：年利1.625%）の貸付けを行っている。

ところで、同貸付金の返還状況について見たところ、本部が発行した納入通知書において、返還期限を平成11年4月20日としており、適正でない。

本部は、貸付金の返還に係る事務手続を適正に行われたい。

（多摩都市整備本部）

イ 延滞金の調定及び徴収を適正に行うべきもの

福祉局は、戦没者遺族等奨学資金貸付条例に基づき、昭和27年度から昭和44年度まで奨学金の貸付けを行っていたが、この貸付金の返済については、分納の方法により償還日を定め、その期日を超えたものに対し、同条例第7条により、正当の理由がないときは、延滞日数に応じ、元金に年14.6パーセントを乗じた額の延滞金を徴収することとしている。

ところで、平成10年度に収入された貸付原資の償還額の調定について見たところ、表6の事例のとおり、延滞金を徴収すべきであるにもかかわらず、その調定及び徴収を行っていないものが見受けられたのは適正でない。

局は、延滞金の調定及び徴収を適正に行われたい。

(福祉局)

(表6) 延滞金発生状況等調べ

氏名	納入金額 (円)	納入期限	納入年月日	延滞日数 (日)	延滞金 (円)
F	1,200	昭和53.11.30	平成10.4.3	7,059	21,392
	1,800	54.5.31	10.4.3	6,876	
	1,500	54.5.31	10.5.14	6,917	
	1,500	54.11.30	10.5.14	6,735	
	1,800	54.11.30	10.6.3	6,755	
G	1,360	昭和63.11.30	平成10.4.7	3,413	11,495
	1,440	平成元.5.31	10.4.7	3,230	
	1,440	元.11.30	10.4.7	3,048	
	760	2.5.31	10.4.7	2,865	
	680	2.5.31	10.5.6	2,893	
	1,440	2.11.30	10.5.6	2,711	
	1,440	3.5.31	10.5.6	2,528	
	1,440	3.11.30	10.5.6	2,346	

ウ 延滞金の調定を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則第22条によれば、歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならないとされている。

ところで、貸付金の借受者が償還期日までに返済を怠ったときに徴収する延滞金の調定について見たところ、次のとおり適正を欠くものが見受けられた。

局は、延滞金の調定を適正に行われたい。

(ア) 環境保全局は、公害の発生を防止し、快適な環境を確保することを目的として、東京都公害防止資金貸付け等に関する規則（平成元年東京都規則第120号）により、昭和35年度から平成7年度まで、公害防止資金の貸付けを行っていた。

ところで、この貸付制度においては、納期に遅れ延滞金が発生している借受者から延滞金免除申請が出され、局がその承認を行った場合には、承認日以降の延滞金を免除することとしている。

しかしながら、公害防止資金台帳により延滞金の徴収状況について調査したところ、表7の事例のとおり、延滞金免除の承認がなされ承認日の前日までの延滞金額が確定しているにもかかわらず、その額を調定していないものが見受けられた。

（環境保全局）

（表7） 延滞金の調定が適正でない事例（平成11年3月末現在）

氏名	延滞金免除承認日	延滞金確定額
H	平成 8. 11. 19	7, 553, 151円
I	昭和55. 6. 12	1, 269, 313円

(イ) 建設局は、公共事業の施行に伴い移転等が必要になった者の生活再建を助成し、かつ、自主的な移転を促進し、もって事業の進展を図ることを目的として、公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例（昭和48年東京都条例第45号）に基づき、移転等をする者に対し、移転資金を貸し付けている。

同移転資金に係る延滞金の徴収状況について移転資金貸付台帳等を調査したところ、表8の事例のとおり、元利を完済したため延滞金額が確定したにもかかわらず、その全額を調定せず、借受者から一部支払いが行われる時点で、その都度調定を行っていることが見受けられた。

(建設局)

(表8) 延滞金の調定が適正でない事例（平成11年3月末現在）

(単位：円)

氏名	元利金完済日	延滞金 確定額	支払いが行われるごとに 延滞利子を調定しているもの	延滞金 未納額
J	平成 5. 4. 28	9,291,225	平成6.1(30,000),平成10.6～平成10.11 (毎月10,000) 計 90,000	9,201,225
K	昭和51. 6. 14	1,143,603	昭和52.1～平成4.2(随時5,000～60,000) 計332,656	810,947
L	平成 8. 3. 26	1,719,376	平成10.1～平成11.1(随時31,177～114,130) 計244,110	1,475,266
M	平成10.10.12	1,445,735	平成10.11(181,884)	1,263,851

エ 事務手続を適切に行うべきもの

福祉局は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているものに対し、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第10条及び第11条の規定に基づき、母子福祉の増進を図ることを目的として、就学資金等必要な資金の貸付けを行っている。

この貸付金の返済については、表9の事例のとおり、分納の方法により償還日を定め、その期日を超えたものに対し、同法施行令（昭和39年政令第224号）第16条により、延滞日数に応じ元利金に年10.75パーセントを乗じた延滞金を徴収するものとしているが、同条及び東京都母子福祉資金事務取扱要領に規定する、「やむを得ない場合」に該当するとして、延滞金が発生しないものとしている。

しかしながら、「やむを得ない場合」の認定は、明文規定がないため、運用上、①借受者が災害等により、支払うことが困難な場合、②借受者又は家族が疾病等により、支払うことが困難な場合、③その他、借受者の生計状況等から、延滞金を徴収することが困難な場合に行うこととしているが、当該運用基準及びその具体的認定について、決定権者の決定を受けおらず、適切なものとなっていない。

局は、事務手続を適切に行われたい。

（福祉局）

（表9）母子福祉資金納付状況等調べ

氏名	納入金額 (円)	納入期限	納入日	延滞日数 (日)	延滞金 (円)
N	2,000	平成 4. 12. 31	平成11. 1. 29	2,219	1,307
O	4,558	昭和50. 6. 30	10. 6. 17	8,382	22,380
	4,558	50. 9. 30	10. 6. 17	8,290	

〈未納者に対する督促等の状況について〉

ア 返還金の確保に努めるべきもの

衛生局は、看護職員の充実を図るため、東京都看護婦等修学資金貸与条例（昭和37年東京都条例第121号）に基づき、修学資金を貸与し、返還猶予、返還免除を受けなかった借受者に対する返還に係る事務を行っている。

ところで、この修学資金の返還状況は表10のとおりとなっているが、次のとおり、適時適切な処理が行われていない事例が見受けられた。

局は、未納者に対し、適時適切に督促を行うなど返還金の確保に努められたい。

(ア) 表10の平成10年度調定分については、納入期限（返還方法：月賦又は半年賦）から最長で、19か月経過した平成11年11月に督促を行っている。

また、平成9年度以前の調定分についても平成11年度は、平成11年11月に一回しか催告を行っていない。

(イ) 同条例第14条によると、借受者が修学資金を期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から、返還の日までの期間の日数に応じ、返還額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならないと規定している。

しかしながら、表11の事例のとおり、納入期限を経過した元金収入があるにもかかわらず、延滞金の調定を行っていない。

(衛 生 局)

(表10) 平成10年度看護婦等修学資金返還状況

(単位：千円、件)

区 分	調 定		収 入		収入未済額	
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
看護婦等修学資金	560,768	16,914	422,841	14,893	137,926	2,021
現年度分	477,006	14,736	368,956	13,092	108,050	1,644
過年度分	83,761	2,178	53,885	1,801	29,876	377

(表 1 1) 延滞金の調定を行っていない事例(試算)

氏 名	納入金額 (円)	納 入 期 限	納 入 年 月 日	延滞日数 (日)	延滞金額 (円)
P	13,000	平成5. 3. 1	平成10. 5. 28	1,914	9,952
	13,000	5. 3. 31	10. 5. 28	1,884	9,796
	13,000	5. 4. 30	10. 5. 28	1,854	9,640
	13,000	5. 5. 31	10. 5. 28	1,823	9,479
	13,000	5. 6. 30	10. 5. 28	1,793	9,323
	13,000	5. 7. 31	10. 5. 28	1,762	9,162
	13,000	5. 8. 31	10. 5. 28	1,731	9,001
	13,000	5. 9. 30	10. 5. 28	1,701	8,845
	13,000	5.11. 1	10. 5. 28	1,669	8,678
	13,000	5.11.30	10. 5. 28	1,640	8,528
	13,000	6. 1. 4	10. 5. 28	1,605	8,346
	13,000	6. 1. 31	10. 5. 28	1,578	8,205
	13,000	6. 2. 28	10. 5. 28	1,550	8,060
	13,000	6. 3. 31	10. 5. 28	1,519	7,898
	13,000	6. 4. 30	10. 5. 28	1,489	7,742
	13,000	6. 5. 31	10. 5. 28	1,458	7,581
小 計					140,236
Q	13,000	平成3. 1. 31	平成10. 4. 17	2,633	13,691

イ 連帯保証人への請求を検討すべきもの

総務局は、東京都育英資金貸付条例（昭和29年東京都条例第14号）に基づき、都内の高等学校、大学等に在学し、成績良好で、かつ、経済的理由により修学困難な都内在住生徒・学生に対して、学資金を貸し付けている。

同条例第5条では、学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならないとされている。

これにより、局は、連帯保証人を立てさせた上で、学資金の貸付けを行っているが、期限までに返済されていない貸付金について、監査日（平成12. 1. 12）現在まで、連帯保証人に対し返済の請求を行っていない。

しかしながら、東京都育英資金貸付金は、収入未済額が、平成10年度決算で4万6, 273件、6億6, 472万余円あり、その中には、表12の事例のとおり、第1回の償還より支払に応じないなど、連帯保証人に請求する必要があるものが見受けられることから、局は、債権回収に当たり連帯保証人に請求することを検討されたい。

（総務局）

（表12）連帯保証人に請求すべき事例

借受人	貸付金額	返済期限	未返済額	事由
R	円 384,000	昭和52年1月4日から 平成7年7月1日まで 半年賦38回払い、1回1万円	円 384,000	借受人が、第1回償還より長期間、支払に応じていないもの
S	312,000	昭和59年7月1日から 平成2年1月4日まで 半年賦12回払い、1回2万6千円	312,000	〃

ウ 未返済貸付金の徴収に努めるべきもの

労働経済局は、中小企業を対象に設備等の改善のため各種資金の貸付けを行っているが、その返済状況について見たところ、次のとおり、未返済者に対し、長期にわたり折衝、財産調査等を行わず、放置しているものが認められた。

局は、返済を行っていない法人等及びその連帯保証人に早急に折衝を行うとともに、所在調査、財産調査を行うなど、未返済貸付金の徴収に努められたい。

(ア) 設備近代化資金貸付金は、中小企業の近代化を促進する目的で、資金調達力の乏しい中小企業の生産設備の導入に対し、国（2分の1負担）と都の資金負担により長期、無利子の資金を貸し付けている。

ところで、同貸付金の未返済者の名簿等を調査したところ、表13の事例のとおり、長期間返済がないにもかかわらず、法人代表者などとの折衝、財産調査等を行っていないものが認められた。

（労働経済局）

(表13) 未返済の事例

未返済法人名	未返済額	貸付年度	最終折衝時期	事 項
T	円 1,475,000	昭和 39	昭和61.3.12	連帯保証人の住民登録調査
U	2,200,000	39	昭和61年頃	未返済者と折衝
V	4,300,000	50	昭和61年頃	法人代表者と折衝

(イ) 中小企業施設改善資金貸付金は、機械設備・店舗等の改善のための資金を、中小企業者に対し貸し付けていたもので、昭和31年から昭和49年まで行われ、その後は金融機関に融資あっせんを行う方式に改めて、その利子補給を行っている。

この貸付金については、未返済件数が412件、未返済金額は5億7,328万余円となっているが、表14の事例のとおり、長期間返済がなく、中には監査日(平成12.2.2)現在まで全く返済を行っていないものがあるにもかかわらず、法人代表者などと折衝等を行っていないものが認められた。

(労働経済局)

(表14) 未返済の事例

未返済法人名	未返済額	貸付年度	最終折衝日	事 項
W	円 779,000	昭和 37	平成4.7.21	代納者(法人代表者の妹)と折衝
X	227,200	38	平成4.12.3	代納者(法人代表者の息子)を訪問したが行方不明
Y	2,130,000	47	昭和60.12.19	法人代表者宅を訪問し長男と折衝
Z	3,780,000	49	昭和55.4.17	法人代表者及び連帯保証人が来庁し折衝

エ 未収金の処理を検討すべきもの

生活文化局は、東京都駐留軍関係離職者生業資金貸付条例（昭和34年東京都条例第60号）に基づき、駐留軍関係離職者のうち再就職が困難であり、かつ、自ら業を営もうとする者に対して必要な資金の貸付けを行っており、監査日（平成12. 1. 13）現在、その元利償還金及び延滞金についての未返済額は、表15のとおりとなっている。

ところで、貸付台帳によれば3件とも昭和61年4月25日に督促状を送付しているが、その後の交渉については記載がなく、住民票の調査などを行っているものの、所在不明のため、債務者、連帯保証人との連絡がとれない状況となっていることから、局は、不納欠損処分等を含め、その処理を検討されたい。

（生活文化局）

（表15）収入未済状況

（単位：円）

債 務 者	貸付年月日 貸付金額 償還方法	未 返 済 額			備 考
		元利償還金	延滞金確定額	合 計	
A	昭和36.9.15 100,000 半年賦8回	完 済	165,818	165,818	債務者の住民票の住所地は 現在更地となっている。 連帯保証人は死亡
B	昭和37.4.13 100,000 半年賦8回	完 済	78,888	78,888	債務者は平成6年に死亡 連帯保証人は債務者の友人
C	昭和47.6.2 500,000 月賦48回	207,252	19,097	226,349	債務者は平成5年に死亡 連帯保証人は債務者の兄弟
合 計	700,000	207,252	263,803	471,055	

オ 未返済貸付金について適切な処理を検討すべきもの

労働経済局は、昭和22年から昭和28年まで、国が中小企業の協同組合等に対し共同施設を設置するために貸し付けた貸付金について、中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）附則第2条に基づき、国から昭和38年に債権を引き継いでその管理を行っており、その中で監査日（平成12. 1. 31）現在、表16のものが未返済となっている。

ところで、この未返済貸付金の徴収状況について見たところ、表17の事例のとおり、これらの組合は既に解散しているため、昭和50年以来、当該組合及び理事長等に、徴収についての折衝、財産調査などの調査等を行うことができない状況となっている。

局は、未返済貸付金について適切な処理を検討されたい。

（労働経済局）

（表16）未返済額等の調べ

未返済組合名	貸付年度	未返済額
D	昭和25	1,110,000円
E	26	125,000
F	26	50,000
G	26	102,000
計		1,387,000

（表17）最終折衝年等調べ（事例）

未返済組合名	最終折衝	備考
D	昭和48年 組合理事長に返還依頼	昭和48.9.3解散
E	昭和50年 元組合理事長と電話折衝	昭和30.11.8解散

〈不納欠損処分について〉

ア 長期間徴収停止中の未収金について処理を検討すべきもの

労働経済局は、東京都中小企業施設改善資金貸付金に係る徴収停止に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、中小企業施設改善資金貸付金に係る未収金のうち、平成10年度末までに、116件、1億5,366万2,777円（貸付元金のみ）について徴収停止（以下「停止」という。）処理をしている。

ところで、要領によれば、停止をした後は、納入の通知、督促、催告、消滅時効の中断措置、その他の措置を一切行わないこととされている。一方、この停止の措置は、借受人、連帯保証人、その他債務者に対し通知せず、自発的な納付等があった場合はこれを受領することとしている。

しかしながら、局が管理している徴収停止債権明細表によれば、最も古い停止決定は昭和45年3月で、最新の決定でも平成2年3月となっており、①いずれについても決定の日から長期間を経過していること、②督促、催告等をしていないため債務者等からの自発的な納付、配当等が望めない状況となっていることが認められた。

局は、現在停止中の未収金について再度調査を行い、停止を決定したときと何ら状況に変化がないものについて、不納欠損処分を行うなど、その処理を検討されたい。

（労働経済局）

〈その他〉

ア 変更承認決定を適切に行うべきもの

住宅局は、東京都住宅供給公社賃貸事業建替事業に対する支援方針、東京都住宅供給公社建替事業に関する貸付金要綱（以下「要綱」という。）に基づき、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が行う公社賃貸住宅建替事業に対し、家賃激減緩和措置に伴う費用を貸し付けている。

ところで、要綱第6によれば、公社は建替事業貸付計画承認申請書を都に提出し、都の承認を得なければならないとされており、平成10年度は、当初、平成10年3月31日に計画承認申請書が提出され、同年4月1日に承認決定している。

しかしながら、表18のとおり、トミンハイム薬王寺については平成10年度の第2四半期から第4四半期まで、トミンハイム南大井5丁目については第4四半期に、それぞれ家賃激減緩和措置を行っており、それに伴う貸付金額が増額となっているにもかかわらず、計画変更承認申請書は公社から平成11年3月31日に提出され、同日付で変更承認決定しているなど、2住宅分について事後の承認決定となっているのは適切でない。

局は、変更承認決定を適切に行われたい。

（住宅局）

（表18）建替事業に伴う貸付金内訳書による変更内容

（単位：円）

住宅名	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
トミンハイム薬王寺	0	5,523,300	5,523,300	7,912,500	18,959,100
トミンハイム南大井5丁目	0	0	0	766,800	766,800
合計	0	5,523,300	5,523,300	8,679,300	19,725,900

(2) 意見・要望事項

ア 徴収が困難な未収金の処理について検討すべきもの

労働経済局は、中小企業者が企業体質の抜本的改善を図るため、相互に協力し事業協同組合等を結成して、事業の共同化、工場又は店舗の集団化、その他、企業構造の高度化に寄与する事業を行うものに対し、中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）及び中小企業高度化資金貸付規則（昭和46年東京都規則第134号。以下「規則」という。）に基づき、その資金を貸し付けている。

この制度は、都と中小企業事業団（以下「事業団」という。）との資金負担により貸付けを行うものであるが、都内の組合等が実施する事業に対し、都が事業団から財源を借り受け、都の財源を追加して貸し付けるA方式と、組合等の所在地が2以上の都道府県の区域にわたる場合に、都道府県から事業団に財源を貸し付け、事業団が財源を追加して貸し付けるB方式に分かれている。

ところで、昭和58年度にB方式により貸付けの一部を負担し、事業団が貸付けを行ったHの元金等返還状況について見たところ、609万余円（都負担分の一部）が未返済となっているが、事業団は、Hが既に破産宣告を受け、残余財産もなく、また、連帯保証人2名についても所有する財産はすべて処分済みであるとして、未収金の債権放棄を行っており、事業団から都への返還は行われていない。

都の未収金は事業団に対してのものであるが、事業団は債権放棄をしており事業団からの返還の見込みはなく、規則に当該貸付金のような事例の返還免除等の規定がないため、このような徴収困難な未収金について、都として何らの措置も執れない状況にある。

局は、事業団、関係道府県と協議し、徴収が困難な未収金の処理について検討されたい。

（労働経済局）

(別表1) 貸付金等債権額調べ

(単位：円)

区 分	平成10年度末現在額	平成11年度上半期増減額	平成11年9月末現在額
貸付金	1,628,383,847,975	204,577,689,921	1,832,961,537,896
総務局	18,084,335,839	796,568,229	18,880,904,068
育英資金貸付金	12,403,707,764	14,604,179	12,418,311,943
進学奨励事業学資金貸付金	474,594,075	19,296,050	493,890,125
(財)私学振興会貸付金	583,100,000	△ 600,000	582,500,000
小笠原諸島生活再建資金貸付金	306,374,000	10,164,000	316,538,000
(財)東京都島しょ振興公社貸付金	3,900,000,000	780,000,000	4,680,000,000
地域総合整備資金貸付金	416,560,000	△ 26,896,000	389,664,000
生活文化局	1,267,782,252	△ 57,660,000	1,210,122,252
公衆浴場施設確保資金貸付金	1,267,575,000	△ 57,660,000	1,209,915,000
駐留軍関係離職者開業資金貸付金	207,252	0	207,252
都市計画局	513,774,552,310	5,380,774,000	519,155,326,310
首都高速道路公団貸付金	174,648,248,310	4,359,000,000	179,007,248,310
東京都地下鉄建設(株)貸付金	200,364,934,000	38,304,000	200,403,238,000
多摩都市モノレール(株)貸付金	11,500,000,000	0	11,500,000,000
帝都高速度交通営団貸付金	105,975,570,000	△ 2,364,530,000	103,611,040,000
首都圏新都市鉄道(株)貸付金	21,176,800,000	3,348,000,000	24,524,800,000
土地区画整理資金貸付金	109,000,000	0	109,000,000
環境保全局	22,442,413,814	△ 15,524,000	22,426,889,814
公害防止資金貸付金	1,543,455,000	△ 15,524,000	1,527,931,000
保存樹林地等公有化資金貸付金	20,898,958,814	0	20,898,958,814
福祉局	20,208,768,770	△ 64,418,924	20,144,349,846
社会福祉事業振興資金貸付金	4,116,270,000	△ 44,740,000	4,071,530,000
女性福祉資金貸付金	1,041,953,143	△ 48,405,022	993,548,121
同和生業資金貸付金	299,454,502	△ 28,409,850	271,044,652
同和応急生活資金貸付金	3,048,500	2,400,800	5,449,300
災害援護資金貸付金	28,602,000	0	28,602,000
母子福祉資金貸付金	14,705,872,343	61,603,241	14,767,475,584
保母修学資金貸付金	13,568,282	△ 6,868,093	6,700,189
衛生局	814,820,110	△ 1,285,225	813,534,885
民間精神病院建築資金貸付金	162,457,935	△ 23,875,972	138,581,963
救急医療機関整備資金貸付金	127,250,000	61,596,005	188,846,005
看護婦二年課程定時制学生生計資金貸付金	253,800,000	△ 14,400,000	239,400,000
民間医療機関宿舎建設資金貸付金	237,274,957	△ 20,777,984	216,496,973
民間医療機関保育施設建設資金貸付金	11,157,638	△ 944,446	10,213,192

(単位：円)

区 分	平成10年度末現在額	平成11年度上半期増減額	平成11年9月末現在額
医療技術短期大学修学資金貸付金	22,879,580	△ 2,882,828	19,996,752
労 働 経 済 局	609,008,443,893	195,611,599,350	804,620,043,243
同和産業振興資金貸付金	3,636,000,000	△ 480,000,000	3,156,000,000
東京信用保証協会貸付金	512,039,000,000	194,986,000,000	707,025,000,000
信用組合育成強化貸付金	10,000,000,000	0	10,000,000,000
就業者用住宅建設用地購入資金貸付金	9,574,300,987	0	9,574,300,987
東京都工場アパート建設支援貸付金	1,685,297,000	△ 155,747,000	1,529,550,000
東京都賃貸型工場アパート建設貸付金	0	155,747,000	155,747,000
就農支援資金貸付金	45,069,000	0	45,069,000
東京都内湾漁業者生活安定資金貸付金	370,000	0	370,000
(財)東京都農林水産振興財団貸付金	1,050,173,704	0	1,050,173,704
東京国際見本市会場返還整備資金貸付金	480,000,000	0	480,000,000
労働訴訟費用貸付金	0	10,000,000	10,000,000
中小企業従業員貸付金	0	800,000,000	800,000,000
家内労働者生活特別資金	55,000,000	27,500,000	82,500,000
シルバー人材センター運用資金	0	233,300,000	233,300,000
信用保証協会保証力強化貸付金	5,000,000,000	0	5,000,000,000
設備近代化資金貸付金	4,127,991,000	△ 607,268,250	3,520,722,750
設備貸与資金貸付金	3,677,013,000	737,500,000	4,414,513,000
集団化資金貸付金	32,388,307,000	△ 1,163,317,000	31,224,990,000
工場共同利用資金貸付金	5,596,235,202	△ 141,840,000	5,454,395,202
共同施設資金貸付金	6,733,835,000	△ 504,234,000	6,229,601,000
設備リース資金貸付金	884,565,000	△ 60,399,000	824,166,000
施設再強化資金貸付金	0	922,550,000	922,550,000
工場共同化資金貸付金	2,329,402,000	△ 92,892,000	2,236,510,000
特定商店街共同施設資金貸付金	3,323,108,000	△ 41,087,000	3,282,021,000
共同公害防止資金貸付金	2,291,652,000	△ 38,279,000	2,253,373,000
広域高度化資金貸付金	677,721,000	△ 8,748,000	668,973,000
林業生産高度化資金貸付金	47,783,000	0	47,783,000
林業労働安全衛生施設資金貸付金	12,233,000	△ 375,000	11,858,000
経営等改善資金貸付金	125,922,000	△ 23,888,000	102,034,000
生産方式改善資金貸付金	257,380,000	16,109,600	273,489,600
青年農業者等育成確保資金貸付金	279,486,000	10,257,000	289,743,000
中小商業活性化基金貸付金	2,600,000,000	0	2,600,000,000
中心市街地商業活性化基金貸付金	0	1,000,000,000	1,000,000,000

(単位：円)

区 分	平成10年度末現在額	平成11年度上半期増減額	平成11年9月末現在額
青年漁業者等養成確保資金貸付金	59,968,000	11,090,000	71,058,000
特定地域新部門導入資金貸付金	30,632,000	19,620,000	50,252,000
住 宅 局	354,687,346,955	6,011,641,299	360,698,988,254
東京都住宅供給公社貸付金	353,081,050,010	6,060,228,654	359,141,278,664
住宅資金貸付金	1,541,549,873	△ 40,985,339	1,500,564,534
改良住宅等移転資金貸付金	64,747,072	△ 7,602,016	57,145,056
多摩都市整備本部	297,018,440	△ 11,537,056	285,481,384
住宅建設対策資金貸付金	171,300,000	0	171,300,000
街路整備移転資金貸付金	22,498,778	△ 439,325	22,059,453
区画整理移転資金貸付金(一般会計分)	97,081,295	△ 10,964,598	86,116,697
” (相原小山開発事業会計分)	6,138,367	△ 133,133	6,005,234
建 設 局	39,588,267,724	△ 2,135,686,306	37,452,581,418
生活再建資金貸付金	27,398,221,962	△ 1,945,686,306	25,452,535,656
沿道整備資金貸付金	363,500,000	0	363,500,000
駐車場整備基金貸付金	10,000,000,000	0	10,000,000,000
道路事業資金貸付金	1,626,545,762	0	1,626,545,762
市街地再開発事業生業資金貸付金	200,000,000	△ 190,000,000	10,000,000
港 湾 局	48,156,129,974	△ 936,076,804	47,220,053,170
東京港埠頭公社貸付金	48,149,393,174	△ 934,392,604	47,215,000,570
八丈島空港ターミナルビル建設協力貸付金	6,736,800	△ 1,684,200	5,052,600
清 掃 局	53,967,894	△ 704,642	53,263,252
公共事業の施行に伴う移転資金貸付金	37,967,894	△ 704,642	37,263,252
浄化槽点検業務委託に伴う事業資金貸付金	16,000,000	0	16,000,000
貸 与 金	6,772,597,040	△ 838,883,611	5,933,713,429
福 祉 局	1,213,334,400	122,148,000	1,335,482,400
介護福祉士修学資金貸与金	1,213,334,400	122,148,000	1,335,482,400
高 齢 者 施 策 推 進 室	135,388,000	△ 10,549,000	124,839,000
板橋看護専門学校学資金貸与金	135,388,000	△ 10,549,000	124,839,000
衛 生 局	5,423,874,640	△ 950,482,611	4,473,392,029
看護婦等修学資金貸与金	5,331,861,560	△ 890,670,531	4,441,191,029
看護専門学校学資金貸与金	82,083,080	△ 59,632,080	22,451,000
公衆衛生修学資金貸与金	9,930,000	△ 180,000	9,750,000
貸付金・貸与金合計	1,635,156,445,015	203,738,806,310	1,838,895,251,325

(別表2) 平成10年度末貸付金等収入未済額調べ

(単位: 円)

区 分	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
貸 付 金	22,487,786,563	14,690,401,136	7,787,597,511 (不納欠損 9,787,916)
総 務 局	1,855,041,600	1,111,040,976	744,000,624
育英資金	1,687,873,715	1,023,153,701	664,720,014
進学奨励事業学資金	34,355,885	8,629,275	25,726,610
小笠原諸島生活再建資金	132,812,000	79,258,000	53,554,000
生 活 文 化 局	391,412	184,160	207,252
駐留軍関係離職者開業資金	391,412	184,160	207,252
環 境 保 全 局	197,520,581	30,417,156	167,103,425
公害防止資金	197,520,581	30,417,156	167,103,425
福 祉 局	4,885,558,428	1,307,161,281	3,576,748,622 (不納欠損 1,648,525)
女性福祉資金	378,753,362	111,972,006	266,781,356
同和生業資金	1,023,376,065	34,534,218	988,841,847
同和応急生活資金	65,439,500	9,780,200	55,659,300
母子福祉資金	3,386,820,259	1,140,400,623	2,244,771,111 (不納欠損 1,648,525)
保母修学資金	21,768,718	10,456,434	11,312,284
遺族奨学資金	6,622,719	17,800	6,604,919
生活つなぎ資金	2,694,805	0	2,694,805
母子福祉応急小口資金	83,000	0	83,000
衛 生 局	339,549,908	276,521,276	63,028,632
救急医療機関整備資金	168,996,547	149,857,815	19,138,732
看護婦二年課程定時制学生生計資金	138,300,000	97,835,000	40,465,000
民間医療機関宿舍建設資金	32,253,361	28,828,461	3,424,900
労 働 経 済 局	7,708,237,206	6,177,583,759	1,530,653,447
内湾漁業者生活安定資金	370,000	0	370,000
設備近代化資金	2,262,513,257	1,503,022,846	759,490,411
施設改善資金	582,555,440	9,274,199	573,281,241
集団化資金	4,282,373,322	4,264,659,626	17,713,696
特定商店街共同施設資金	285,599,000	280,183,000	5,416,000
広域高度化資金	196,905,187	33,481,688	163,423,499
林業生産高度化資金	30,393,000	22,833,000	7,560,000
生産方式改善資金	67,528,000	64,129,400	3,398,600

(単位：円)

区 分	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
住 宅 局	539,959,169	285,581,107	246,238,671 (不納欠損 8,139,391)
住宅資金	442,290,104	240,679,387	201,610,717
改良住宅等移転資金	67,956,702	41,835,112	26,121,590
民間住宅建設資金	29,712,363	3,066,608	18,506,364 (不納欠損 8,139,391)
建 設 局	6,957,714,659	5,498,983,421	1,458,731,238
生活再建資金	6,957,395,909	5,498,983,421	1,458,412,488
砂利採取収束転業資金	318,750	0	318,750
清 掃 局	3,813,600	2,928,000	885,600
移転資金	3,813,600	2,928,000	885,600
貸 与 金	670,656,112	513,677,177	156,978,935
福 祉 局	93,876,600	81,060,600	12,816,000
介護福祉士等修学資金	93,876,600	81,060,600	12,816,000
高 齢 者 施 策 推 進 室	8,840,000	8,735,000	105,000
板橋看護専門学校学資金	8,840,000	8,735,000	105,000
衛 生 局	567,939,512	423,881,577	144,057,935
看護婦等修学資金	560,768,182	422,841,577	137,926,605
看護専門学校学資金	4,891,330	0	4,891,330
公衆衛生修学資金	2,280,000	1,040,000	1,240,000
貸付金・貸与金合計	23,158,442,675	15,204,078,313	7,944,576,446 (不納欠損 9,787,916)

(注) () 書きの不納欠損額は、外書きである。